



# とよしん

## 海外貿易投資ニュース



第71号  
発行日:2017.4.17

### どれが「最適」かの判断が重要－多種類の入国ビザをめぐる事情－(インドネシア)

インドネシアの入国ビザには、滞在期間と活動範囲によって多くの種類がある。外国人の入国に当たっては滞在目的に沿った種類の入国ビザを取得することが求められるが、その際、就労が認められるのは就労ビザ(312)のみで、それ以外では就労できないことに留意が必要だ。

＜就労が認められるのは「就労ビザ」のみ＞

外国人の入国ビザは下記のとおり。

- (1)到着ビザ(VOA)
- (2)シングル・ビジネスビザA(B211A)
- (3)シングル・ビジネスビザB(B211B)
- (4)シングル・ビジネスビザC(B211C)
- (5)マルチ・ビジネスビザ(D212)
- (6)就労ビザ(312)
- (7)家族帯同ビザ

インドネシア法務人権大臣規程2016年第24号では、入国ビザの種類とそれぞれで可能な活動範囲などを規定している(表参照)。このうち、ビザ免除による入国は観光、親族訪問、社会活動、芸術・文化活動に加え、講演やセミナー参加、会議出席など9項目ある。しかし、表で示したように、例えばシングル・ビジネスビザAでは観光ができるのに、マルチ・ビジネスビザではできないといった規定となっており、これが混乱の原因となっている。このほか、空港の入国管理の現場で規程どおりに運用されているとは限らず、ビザ免除の場合の活動範囲を観光のみと認識しているケースや言い掛かりをつけるような入国審査官もいるとのことだ。進出日系企業の中には、ビザ免除であるはずの会議出席のための出張者に到着ビザを取得するよう指導しているところもあるようだ。また、表の4種類のビザ(免除を含む)で認められる活動範囲は8項目で重複しており、どのビザが最適かを判断する必要がある。例えば、ビジネスでの出張の場合はマルチ・ビジネスビザだと思われがちだが、活動可能な項目は多くない。また、マルチ・ビジネスビザでの滞在日数が最長60日間なのにに対し、シングル・ビジネスビザAは延長手続きにより最長180日まで滞在可能なので、連続して長期間滞在する場合は便利だ。

主な入国ビザの認められる活動範囲と最長滞在期間

	ビザ免除	到着ビザ	シングル・ビジネスビザA	マルチ・ビジネスビザ
観光	○	○	○	
親族訪問	○	○	○	○
社会活動	○	○	○	○
芸術・文化活動	○	○	○	○
政府要務	○	○	○	○
スポーツ(商業目的でないもの)		○	○	
研究、短期留学、短期研修		○	○	
商談(ビジネスミーティング)		○	○	○
物品の購入		○	○	○
講演またはセミナー参加	○	○	○	○
国際展示会参加	○	○	○	○
在インドネシア本社、駐在員事務所での会議出席	○	○	○	○
他国への乗り継ぎ	○	○	○	○
輸送機関に勤務してのインドネシア地域入国(乗務員、乗組員向け)			○	
緊急時の作業(自然災害などの救助や復旧活動)			○	
最長滞在期間	30日	30日	60日	60日
期間延長	不可	可(30日、1回限り)	可(30日ずつ、4回まで)	不可

(注)網掛け部分は、重複する活動範囲。

(出所)インドネシア法務人権大臣規程2016年第24号

＜機械修理や技術指導は就労ビザが必要＞

これら4種類のビザでは現地就労が認められておらず、これらのビザで入国した外国人は工場での技術指導、機械設置、メンテナンスなどの業務には従事できないことになっており、これらの業務をするためには就労ビザの取得が要件となる。なお、シングル・ビジネスビザAの活動範囲に「緊急時の作業」という項目がある。現地工場で機械が故障した場合、日本から技術者がこのビザを取得し駆け付けられるのではと考えがちだが、認められていない。ここでいう「緊急」とは自然災害などの際の救助や復旧活動を指している。

### 緊急対応の就労ビザでも取得までに20日程度必要－多種類の入国ビザをめぐる事情－(インドネシア)

外国人が現地法人への支援などでインドネシアへ出張する場合、会議や打ち合わせであれば、ビザ免除、到着ビザ(VOA)、シングル・ビジネスビザA(B211A)のいずれかで入国できる。しかし、工場での業務指示、技術指導、機械のメンテナンスなど「就労」を伴う短期間の滞在に当たっては、就労ビザ(312)で入国し、さらに労働移住省から就労許可を取得することが必要となる。

＜空港到着時に取得できる就労ビザの有効期間は1ヵ月、延長不可＞

就労を伴う出張者向けのビザには、短期の就労ビザと緊急対応の就労ビザがある。前者の短期就労ビザ(312)を取得した場合、滞在期間は1～6ヵ月まで認められる(延長不可)。取得手続きは一般的な外国人駐在員の長期就労ビザと同様で、労働移住省からの許可も比較的取得しやすいようだ。しかし、取得には1ヵ月半ほど要するため、突発的な業務が発生した場合は対応できない。他方、緊急対応の就労ビザの場合、労働移住省から別途、外国人雇用許可(IMTA)を取得する手続きに5日ほどかかるが、短期就労ビザの半分ほどの期間で終わる。さらに、通常の短期就労ビザの取得では、在日インドネシア大使館での手続きが含まれるのに対し、緊急対応ではインドネシア入管総局からビザ承認テレックス(VTT)が到着予定の空港に発信され、出張者は現地空港でビザと一時滞在許可を一括に取得できる。通称「空港就労ビザ」とも呼ばれ、最も簡便な就労ビザ手続きだ。ただし、有効期間が1ヵ月と短く、延長できないので留意が必要だ。緊急対応の場合、手続き所要日数は申請から(現地空港で)ビザ・一時滞在許可の取得まで20日程度といわれており、本来の意味での緊急対応には不向きだが、短期就労ビザより取得までの日数が短縮できる。なお、滞在期間中の出入国は複数回可能だ。シングル・ビジネスビザのうち、就労に近い活動が許されるのが、シングル・ビジネスビザB(B211B)とシングル・ビジネスビザC(B211C)だ。このうちB211Bでは、下記の3つの活動が認められる。

- (1)工業品の品質・デザイン向上のための産業技術の導入と革新のための育成、指導、訓練の実施および輸出拡大への協力
- (2)子会社における監査、品質管理、または検査の実施
- (3)外国人労働者候補の勤務能力を判断するためのトライアル

B211Bの取得に当たっては、労働移住省からの推薦状と入管総局からのテレックス承認(VKU-211)が必要となる。推薦状取得に関しては、制度が十分に確立しておらず、現時点では推薦状を取得しないままVKU-211を受けてビザを取得するケースもあるようだ。また、労働移住省からのIMTAを取得すれば、推薦状に代用できる。ただし、認められる活動が限定されていること、IMTAを取得する労力と時間を考えると、ビザ取得の手続きはいずれにしても煩雑となる。他方、B211Cは管轄機関から許可を得た上での報道活動および商業目的でない映画製作が認められている。このように、就労を伴う短期出張者のための入国ビザが、出張目的や期間、緊急度に応じて何種類もあるため混乱を来しやすい。ビザの簡素化と規程の明確化が求められる。

(出所:上段:ジェトロ通商弘報2017年3月24日 4b851bd76b8c9bd7 「どれが「最適」かの判断が重要－多種類の入国ビザをめぐる事情(1)－(インドネシア)」、下段:ジェトロ通商弘報2017年3月27日 f63854effb338646 「緊急対応の就労ビザでも取得までに20日程度必要－多種類の入国ビザをめぐる事情(2)－(インドネシア)」)

## カワムラサイクル、車いすを日本式介護とセットで販売—日系企業の中国高齢者市場戦略—(中国)

カワムラサイクル(本社:神戸市)は、福建省漳州市にある現地法人を拠点に、中国の高齢者施設や介護用品店向けに車いすを販売している。徹底した品質管理による安全性や使いやすさが評価され、特に歩行車兼用車いすが人気だ。2016年からは現地日系企業と連携し、日本式介護サービスや福祉用具の使い方を紹介するPR活動を展開している。現地法人、漳州立泰医療康復器材の澁谷康弘副総経理に聞いた。

## ＜高齢化が進む中国市場に手応え＞

カワムラサイクルの中国工場は、アモイ市から車で1時間の福建省漳州市内にある。2001年に設立した。日本向け輸出用の車いす製造工場としてスタートしたが、近年は中国国内や香港、タイ、ベトナム、インドネシア、ミャンマーなどへ少しずつ販路を拡大してきた。現在、生産するアルミ製車いすの9割が日本向け、残り1割が中国をはじめその他の国・地域向けとなっている。中国で販売するには医療機器として事前許可が必要のため、福建省食品薬品監督局(FDA)へ申請を行い、許可取得後の2010年から販売を開始した。中国で開かれる介護福祉関連展示会の中でも、北京市の中国国際福祉博覧会と上海市のチャイナエイド(中国国際福祉機器展示会)には毎年出展するなどして、認知度向上や現地の代理店開拓を行ってきた。現在、中国国内の代理店約150社と契約し、高齢者施設や個人向けに販売している。とりわけ販売量が多いのは、上海市、江蘇省、浙江省、山東省、北京市、遼寧省大連市などの沿海地域だ。中国では高齢化の進行に伴いマーケットが急速に拡大しているため、販売量も順調に伸びており、手応えを感じている。

## ＜サイズや機能など日本と異なる売れ筋＞

中国では、「歩行車いす」などの多機能車いすをメインに販売しているが、中国向け製品のサイズや売れ筋は日本市場と異なっている。2010年の販売開始当初、日本で販売している製品をそのまま投入したところ、ほとんど売れなかった。原因は、40センチの座幅が中国人にとっては小さ過ぎることだった。そこで、2012年から中国仕様として、座幅が45センチの製品を生産すると、販売が増えるようになった。日本人との体格の違いも一因だが、それ以上に好みの違いによるところが大きい。座幅が広いと体が横にずれるため、日本ではそうならないようジャストサイズが選ばれるが、中国ではゆったりとしたスペースが好まれる。最近、特に人気が出ているのは歩行車兼用車いすの「歩行車いす」だ。



歩行車いすと使用例(カワムラサイクル提供)

価格は2,700元(約4万3,200円、1元=約16円)で、標準車いす(1,680元)に比べ割高だが、よく売れる。歩行器として押して歩く、自走する、介助者が押すという「1台3役」のお得感が中国人の心に響いたようだ。かわいらしく斬新なデザインで、他社製品との違いが一見して分かる点も良かった。

## ＜徹底した品質管理により差別化＞

中国康復器具協会によると、中国の車いす販売台数は年間150万台で、うち大多数を占めるのは現地企業が生産する、価格が1,000元未満の製品だ。当社の製品価格は1,500元以上なので、ボリュームゾーンからは外れるが、日本式品質管理による安全性や使いやすさが勝負している。当社は車いすの細部まで丁寧に作り込んでおり、材料から、金属加工、溶接、塗装、組み立てなどの各工程でその都度、品質チェックを重ねている。例えば、現地メーカー品に当社製品と似ている機能が付いていても、使ってみると手が届きにくい位置にある、スムーズに動かないなど、使い勝手が異なることが多い。当社製品を購入した中国の顧客からは「これまでいろいろな車いすを使ってきたが、カワムラサイクルの車いすは非常に使いやすい」という感謝の手紙が届いたこともあった。

## ＜日本の介護サービス事業者とタッグ組む＞

当社の多機能車いすは、肘当てと足置きを取り外すことができ、ベッドや車いすへ移乗しやすい構造になっている。これは使用者が自分の力で動くことを助ける「自立支援」のためであり、介護従事者にかかる負担軽減のためでもある。しかし中国では、日本のような自立支援を重視した介護という概念自体が浸透していないため、まずは日本式介護について認知度を高めていく必要がある。今後は、中国へ進出する日本の介護サービス事業者や福祉用具メーカーとタッグを組み、日本式介護サービスとセットで車いすを販売することに重点を置いていく。その一環として、2016年6月のチャイナエイドにはフランスベッドと共同出展し、車いすから介護用ベッドへの移乗方法を実演した。また、経済産業省の医療技術・サービス拠点化促進事業の1つとして、2016年12月以降、ニチイ学館、パラマウントベッドと共同で、福祉用具相談員の養成を目的とした研修を北京市、上海市、広東省広州市で計6回実施した。福祉用具販売員や介護施設の関係者を対象に、介護や福祉用具に関する基礎知識、車いすや介護用ベッドの使い方についての講習を行ったところ、計177人が参加し、関心の高さがうかがえた。




チャイナエイド出展の様子(ジェトロ撮影)

(出所:ジェトロ通商弘報2017年4月4日 e434490048efee10 「カワムラサイクル、車いすを日本式介護とセットで販売—日系企業の中国高齢者市場戦略—(中国)」)

**！！外貨両替は弊庫へ 米ドルは全店で、17通貨は本店で取扱中！！**

次のセミナー等をご案内させていただきました。

セミナー等名称	開催地	主催者
英国のEU離脱と日本企業への影響	名古屋	ジェトロ
インド・カンファレンス in 中部 2017	名古屋	インド工業連盟、名古屋市商工会議所、中部経済連合会、国際協力銀行、ジェトロ、他
Summer Fancy Food Show 2017	アメリカ	Specialty Food Association, Inc.
FOOD TAIPEI 2017	台湾	Taiwan External Trade Development Council

心と心のおつきあい  
 **豊田信用金庫**  
 国際業務部

〒471-8601  
 愛知県豊田市元城町1-48

電話 0565-36-1381

FAX 0565-36-1213

URL <http://www.toyoshin.co.jp>